

八国山緑地マネジメントプラン(案)

令和 8 (2026) 年 1 月
東京都 建設局

目次

はじめに

I 公園の概要	2
1 都市計画の概要	
2 開園の概要	
3 主な公園施設	
4 成り立ち・基本的な性格	
5 周辺の土地利用・自然環境	
6 利用概況及び特色	
7 整備計画等	
II 目指す姿及び重点取組、ゾーン別基本方針	5
1 目指す姿及び重点取組	
2 ゾーン別基本方針	
III 図面・写真	9
現況平面図	
周辺土地利用図(空中写真)	
周辺土地利用図(地図)	
園内の写真	
IV 資料編	12
公園の沿革	
マネジメントプラン策定履歴	
利用状況等データ	
主な催し物	
主な活動団体	
関連する行政計画等	

はじめに

公園別マネジメントプランは、都立公園全体の整備・管理運営の指針として、東京が目指す公園づくりの方向性を示すパークマネジメントマスタートップランに基づき、公園ごとの性格・役割を踏まえて各都立公園の10年程度の目標や維持管理・運営管理等の取組方針を定めたものです。

改定にあたっては、今後新たな10年間を見据えた公園づくりを目指して、「公園別マネジメントプラン（共通編）」（以下、「共通編」という。）と「公園別マネジメントプラン（個別公園編）」（以下、「個別公園編」という。）の2編構成として取りまとめています。

共通編は、全ての都立公園の質を向上させるために取り組む基本事項を明らかにし、維持管理・運営管理・公園整備の3つの視点から実施すべき取組内容を示すとともに、全ての視点に共通する4つの事項（戦略的広報、協働、リサーチとマーケティング、デジタルトランスフォーメーション）における取組内容を定めています。

個別公園編は、それぞれの公園の特性を生かした多様な公園を創出するため、公園ごとに目指す姿や重点的な取組などを定めています。

共通編と個別公園編を踏まえたマネジメントを推進することにより、都立公園全体の機能や価値を向上させていきます。

共通編は別冊となっておりますので、本冊と合わせてご参照ください。

マスタートップランが示す目標の実現に向け、施策を効果的に推進していくため、取組の進捗状況の確認と検証を行いながら、適切な進行管理を行っていきます。また、取組の進捗や社会状況の変化に応じて、取組を弹力的に進めていくことが必要であり、取組の内容や目標を発展的に見直していきます。

I 公園の概要

1 都市計画の概要

名 称 東村山都市計画緑地第3号八国山緑地
位 置 東村山市諏訪町二・三丁目、野口町三・四丁目及び多摩湖
町四丁目各地内
面 積 39.20ha
種 別 緑地
決定告示 (当初) 昭和52年12月21日 東京都告示第1120号
(最終) 平成11年2月26日 東京都告示第194号

園内マップ



2 開園の概要

名 称 都立八国山緑地 (はちこくやまりょくち)
開園日 平成2年6月1日
開園面積 371,680.18 m² (令和7年11月1日現在)
公園種別 都市緑地
所 在 地 東村山市諏訪町二・三丁目、野口町三・四丁目、多摩湖町四
丁目
アクセス 西武西武園線「西武園」

3 主な公園施設

ころころ広場、ほっこり広場、ふたつ池

4 成り立ち・基本的な性格

本緑地は、北多摩西部地域に位置し、「緑の島」のように残された狭山丘陵の東端に位置する都市計画緑地である。周辺の市街化により、住宅地に囲まれる形で残された貴重な緑地となっている。緩やかな南傾斜地にコナラ、クヌギなどの雑木林とその中に点在する草地広場からなる本緑地は、地元市においても狭山丘陵の豊かな自然環境を継承していくうえで重要な位置づけとなっている。

なお、東村山市地域防災計画により防災上の重要な位置付けを持っている。

5 周辺の土地利用・自然環境

(1)周辺の土地利用

- 八国山緑地は狭山丘陵の一部であり、アニメーション「となりのトトロ」のモデル地と言われている。
- 本緑地は住宅地の背景となり、市街地の景観を特徴づけている。
- 緑地区域の周囲は、住宅地に囲まれており、特に北側及び東側で近年宅地造成が行われており、開発圧が高まっている。
- 緑地の東側に府中街道があり、南側にはやや離れて新青梅街道がある。
- 鉄道は、西武鉄道西武園線が緑地の南側に接して東西に走っており、最寄り駅は西武園駅で緑地まで徒歩5分の距離にある。

(2)自然環境

- 本緑地の北側境界は東西に延びる明瞭な尾根上にあり、その北側は埼玉県となる。この尾根から南側の公園区域は複数の尾根と谷が入り組んだ地形となっている。特に公園の西側には大きな二つの尾根に挟まれた顕著な谷地形がみられる。
- 本緑地の敷地概況は全体的に緩傾斜地である。このうち平坦地としては尾根頂部、谷戸底部、東京白十字病院西側の草地等がある。

- 本緑地内には埋蔵文化財包蔵地が6か所分布しており、確定区域が2ヶ所、未確定地（埋蔵地）が4ヶ所となっている。
- 本緑地の植生は、コナラ・アカマツ・エゴノキ等を主体とする里山の二次林として位置づけられ、林床は概ねアズマネザサが優占しているが、一部クマザサが優占している林床もある。なお、コナラが二次林の高木層を優占している。このほか樹林地、湿地、草地などが一部にあり、スギ・ヒノキ植林も僅かに分布している。

6 利用概況及び特色

尾根道のウォーキングが主な利用である。ころころ広場は休息での利用が多い。ほっこり広場やおおぞら広場は、近隣住民の犬の散歩などが多い。

①尾根道

東西1.5kmの歩きやすいほぼ平坦な道。散歩やウォーキングに適しており、幼稚園や小学校の遠足にも利用されている。武蔵野の風景を感じさせる場でもある。

②ころころ広場

緩やかな南斜面の草地の広場で、近隣の人々の憩いの場所やピクニックの場所になっている。トイレ等の便益施設もある。

③ほっこり広場

陽だまりでのんびりと休息できる広場で、ベンチや縁台が設置している。

④ふたつ池

上池、下池の2つの小さな溜池。付近には湿地がある。

7 整備計画等

(1)八国山緑地の整備計画(昭和 62 年)

基本的な考え方

- ・雑木林に象徴される典型的な「武蔵野の原風景」の維持・復元を図るものとし、また、又谷戸や里、草原などの郷土景観の再生ならびに雑木林を中心とした多様な植生環境の保全を図る。
- ・散策、観賞、休息などの静的なレクリエーション機能を主体とし、身近に親しめる憩いの場として整備を行う。
- ・埋蔵文化財や歴史的環境の保全を図る。

(2)新規整備の取組方針

本公園の計画区域のうち、未供用区域の事業化については、原則、「都市計画公園・緑地の整備方針」（令和 2 年 7 月、東京都・特別区・市町）に設定した「優先整備区域」について行うものとし、令和 11 年度までに事業化を図っていく。

なお、事業化の対象区域は、概ね次のとおりであるが、今後の改定により見直されることもある。また、整備にあたっては、本公園の役割等を踏まえ、基本計画等に基づいて行っていく。

1) 優先整備区域「事業促進区域」：7,200 m²

東村山市諏訪町二・三丁目、多摩湖町四丁目

2) 優先整備区域「新規事業化区域」：該当なし

注)「事業促進区域」：既に事業認可を取得済の区域（用地未取得地含む）

「新規事業化区域」：新たに事業認可を取得する区域

II 目指す姿及び重点取組、ゾーン別基本方針

1. 目指す姿及び重点取組

目指す姿

狹山丘陵東端の雑木林の特性を生かし、魅力を高めるほか、生物多様性の保全や防災機能の強化等の取組を進め、豊かな自然を感じられる、魅力あふれる公園としていく

この目標を達成するため、本公園では次のことについて重点的に取組んで行く。

なお、各取組の具体的な内容等については、事業計画等の作成時にそれぞれ設定し、マネジメントサイクルのなかで見直しを行っていく。また、各項目及び施策名はパークマネジメントマスタープランと連動している。

重点取組

(1) 公園整備による緑の保全

【施策1 緑と環境をまもる】

- 創出してきた丘陵地公園の緑を健全に育成するとともに、公園の新規整備を進め、雑木林等の豊かな自然を有する丘陵地の緑を公園として保全・確保します。
- 樹木診断の体験、発生材を活用した工作イベント等を行うことによるグリーンスクールなど、幅広い年代の都民に公園の緑を知り、ふれあう機会を提供し、緑の創出や保全への意識を高める取組を推進します。

(2) 生物多様性の保全と回復

【施策1 緑と環境をまもる】

- 多様な生物の生息空間やエコロジカルネットワークの拠点として、樹林や水辺等について生物の生息環境の整備を行い、モニタリング等を継続しながら順応的な管理を実施します。公園の特色に応じた希少生物種の保全や特定外来生物対策、生物情報の蓄積などに取り組みます。
- 観察会等の自然と親しみ、ふれあうイベントの開催や子どものための環境教育プログラムの実施等を通じて、生物多様性の保全に向けて理解を深める取組を推進します。

(3) 公園施設の整備・維持管理水準の底上げ

【施策2 安らぎをまもる】

- 長寿命化計画に基づき老朽化した施設やインフラ設備の更新などを進めるとともに、多様な利活用ニーズに応える公園施設への改修を行います。

(4) 地震防災機能の強化

【施策3 命と暮らしをまもる】

- 公園整備を推進し、燃え広がらない空間を創出するとともに、避難場所や救出・救助・復興の拠点となるオープンスペースを確保します。

(5) 災害時対応の円滑化と訓練の充実

【施策3 命と暮らしをまもる】

- 地元自治体や関係機関と連携した地域住民も参加する防災訓練や、防災フェアなどのイベントを充実させます。

(6) 公園の拡張整備の推進

【施策5 公園をふやす】

- 「都市計画公園・緑地の整備方針」に基づき、市街地から丘陵地にわたり新規公園の整備・開園や既設公園の拡張整備を進め、東京の緑の骨格に厚みとつながりを持たせるとともに、水と緑のネットワークの充実を図ります。

(7) 特色あるイベント等の充実

【施策6 にぎわいをふやす】

- パークマルシェの開催やガーデンツーリズム等、地域全体の魅力向上や活性化を視野に、自治体や近隣の文化施設、地元企業等多様な主体と連携した取組を進めます。

(8) 多様な過ごし方ができる空間づくり

【施策7 笑顔をふやす】

- 多彩なベンチや樹林の中へのデッキの整備、ハンモックの活用等により、長く滞在したくなる居心地の良い空間を創出し、緑に囲まれて過ごせるポイントづくりを進めます。

(9) 健康増進に向けた環境の整備

【施策7 笑顔をふやす】

- 高齢者をはじめ誰もが気軽に健康増進を図れるように、公園の特性や利用状況を踏まえ、健康遊具の設置やウォーキングコースの設定等を行います。

(10) 管理運営を通じた交流の促進

【施策8 つながりをふやす】

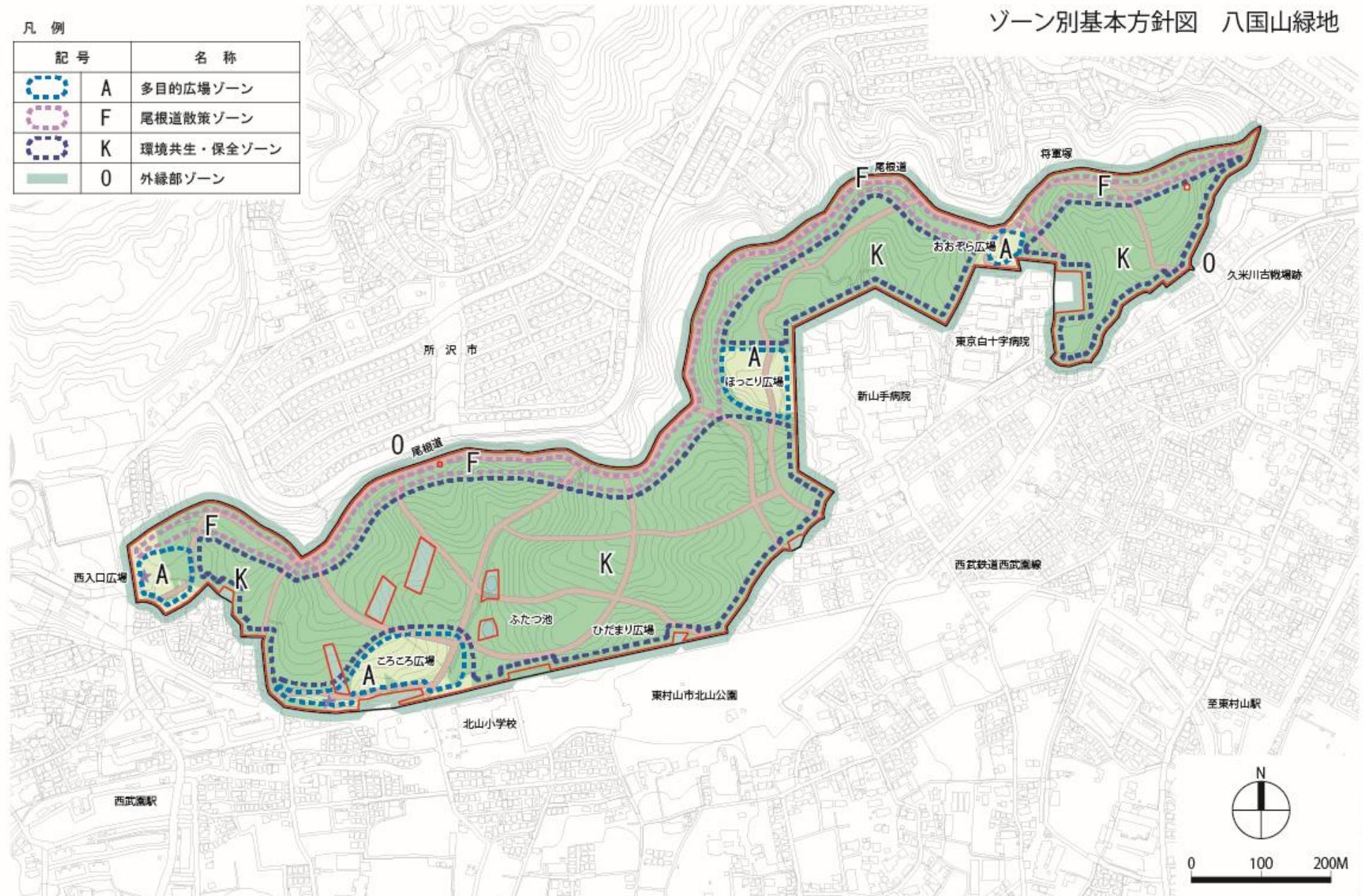
- 新たな交流のきっかけとなるボランティアへの参加機会の提供や、幅広い世代の来園者が交流できるイベントやプログラムを実施します。

2. ゾーン別基本方針

凡 例

記 号	名 称
	A 多目的広場ゾーン
	F 尾根道散策ゾーン
	K 環境共生・保全ゾーン
	O 外縁部ゾーン

ゾーン別基本方針図 八国山緑地



この地図は、国土地理情報の承認(平29簡公第444号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(7都市基交第965号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。

■ゾーン別基本方針

管理運営や改修整備等を重点的・効率的に実施していくために、園内の各ゾーンについて現況等も踏まえ機能・目的・自然的環境等により類型化し、ゾーン毎の基本方針を定める。

なお、ゾーン別基本方針は、原則として開園区域を対象に定めるものとし、新規開園区域があった場合は整備内容等を踏まえ、必要に応じ追記等を行う。

記号	区分	基本方針
A	多目的広場 ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 西入口広場、ころころ広場、ほっこり広場、おおぞら広場のあるゾーン 明るい草地の中でのピクニック、軽運動、遊び等の利用に対応していく。
F	尾根道散策 ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 尾根の散策路のあるゾーン 公園を東西に縦断している約 1.5km の尾根筋であり、ハイキングなどの散策路として、安全・快適な利用に対応していく。
K	環境共生・ 保全ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 雑木林のあるゾーン 生物多様性を確保するため、樹林地や湿地の自然環境を保全していくとともに、散策路を整えることで、四季折々の彩りのある姿を見せるよう工夫し、自然観察や散策、休息などの利用に対応していく。

記号	区分	基本方針
O	外縁部 ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 民有地等や公道に接する公園外縁部 本緑地は、公道を挟んで住宅地等と接している所と、公道を挟まずに直接境界を接する所がある。区画道路に面する所では、見通しを確保し、住宅地に対して良好な景観の提供を図っていく。また、直接境界を接している所では、落ち葉や落枝、越流水などに対応していく。 土砂災害等指定区域についての巡回を行っていきます。

III 図面・写真

【現況平面図】

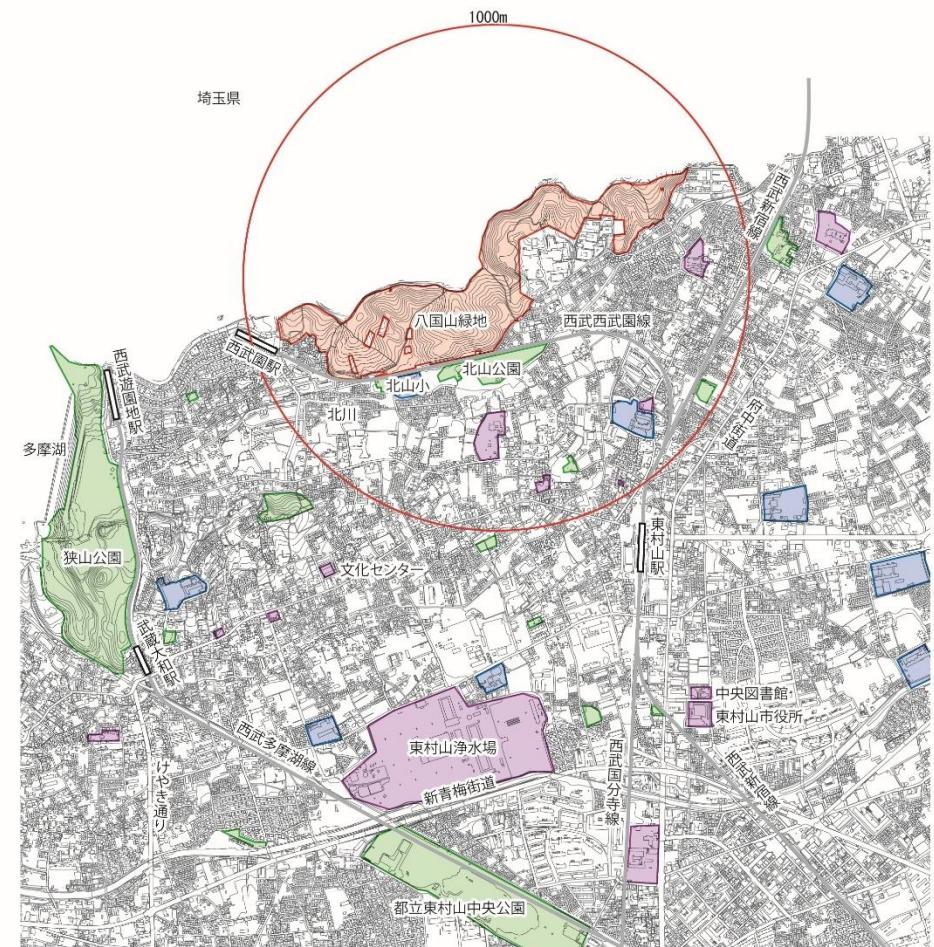


周辺土地利用図(空中写真)



周辺土地利用図(地図)

八国山緑地



この地図は、国土地理院長の承認(平29関公第444号)を得て作成した東京都 地形図($S=1:2,500$)を使用(7都市基交第965号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。

- :公園緑地 ■:学校
- :特徴的な建物(神社仏閣など) ■:開園区域
- :高速道路 ---:鉄道
- :鐵道

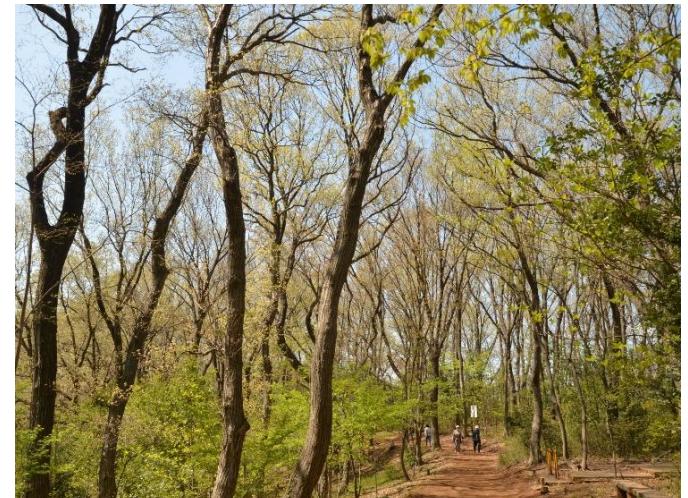
園内の写真



ころころ広場



ふたつ池



尾根道



南入口広場



西入口



陽だまりの丘への園路

IV 資料編

■公園の沿革

昭和 52 年 12 月	東京都告示第 1120 号により、都市計画決定
昭和 58 年 3 月	東京都告示第 339 号により、都市計画変更
昭和 62 年 4 月	東京都告示第 497 号により、都市計画変更
平成元年 11 月	東京都告示第 1135 号により、都市計画変更
平成 2 年 6 月	4.5ha を開園 以降整備を実施したところから順次開園
平成 4~10 年	計 18.2ha を追加開園
平成 11 年 2 月	東京都告示第 194 号により、都市計画変更
平成 11 年 6 月	3.2ha を追加開園
平成 12 年 6 月	0.8ha を追加開園
平成 14 年 6 月	1.5ha を追加開園
平成 15 年 6 月	0.8ha を追加開園
平成 16 年 6 月	0.1ha を追加開園
平成 19 年 4 月	2.6ha を追加開園
平成 20 年 6 月	2.3ha を追加開園
平成 21 年 6 月	2.4ha を追加開園
平成 23 年 6 月	0.01ha を追加開園
平成 24 年 6 月	0.03ha を追加開園
平成 27 年 6 月	0.3ha を追加開園
令和元年 6 月	0.4ha を追加開園

■マネジメントプラン策定履歴

平成 16 年 8 月 パークマネジメントマスタートップラン策定
平成 18 年 12 月 八国山緑地マネジメントプラン策定
平成 22 年 3 月 八国山緑地マネジメントプラン改定
平成 27 年 3 月 パークマネジメントマスタートップラン改定
八国山緑地マネジメントプラン改定
令和 4 年 3 月 八国山緑地マネジメントプラン改定
令和 6 年 3 月 パークマネジメントマスタートップラン改定
令和 8 年 3 月 八国山緑地マネジメントプラン改定

■利用状況等データ

1)年間利用者数の推移

	6 年度	5 年度	4 年度	3 年度	2 年度
年間総計 (人)	183,789	223,131	292,040	385,099	470,736

2)月別利用者数の推移

6 年度	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
年間総数 (人)	25,205	20,172	30,158	7,733	4,220	5,786
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	13,229	15,431	12,846	16,576	13,423	19,010

■主な催し物(令和6年度実施分)

種別	No.	事業名	実施期間	参加人数(人)
イベント	1	ちょこっとボランティア	6月	22
	2	ガイドウォーク	2月	23
都民協働	1	狭山3公園管理運営協議会	9月	7
自主事業	1	ノルディックウォーキング	10月	4
	2	森のセラピートリニティ	11月	16
	3	スポーツチャレンジキャラバン	1月	102
	4	からだ測定プログラム	1月	32
	5	ツリークライミング	－	28

■主な活動団体(令和6年度調査)

団体名	活動内容	人数(人)
狭山公園友の会	イベントサポート	3

■関連する行政計画等

- ・ 2050 東京戦略（令和7年3月）
- ・ 新たな都立公園の整備と管理のあり方について（答申）（令和5年6月）
- ・ 都市づくりのグランドデザイン（平成29年9月）
- ・ 東京都景観計画（平成30年8月）
- ・ 東京都福祉のまちづくり推進計画（令和6年3月）
- ・ 緑確保の総合的な方針（改定）（令和2年7月）
- ・ 都市計画公園・緑地の整備方針（令和2年7月）
- ・ 東京都地域防災計画 震災編（令和5年修正）
- ・ 東村山市地域防災計画（令和3年度）